

第5章

国民の理解の増進と 配慮・協力の確保への取組

1	国民の理解の増進（基本法第20条関係）	112
---	---------------------	-----

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号 250】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。

また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoyo/1322248.htm) において紹介している。

さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中学校、高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

【施策番号 251】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育推進研修を実施している。

社会教育については、中核的な役割を担う

社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象とした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号 252】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して学校・教育委員会等に配布するとともに、警察と連携し、同資料を活用して非行防止教室の開催を推進するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号 253】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の開催をはじめ、こどもへの暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

【施策番号 254】

P113 トピックス「子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について」参照

(6) 家庭における生命の教育への支援の推進

【施策番号 255】

文部科学省においては、各地域で実施して

トピックス

子供たちを性犯罪・性暴力の 加害者・被害者・傍観者にさせないための 「生命（いのち）の安全教育」について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

そのため、文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階に応じて授業等で活用できる教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表しています。

また、文部科学省では、上述の教材等を活用したモデル事業を実施しています。令和3年度のモデル事業では13団体（49校）、令和4年度は20団体（55校）の各実践校において指導モデルを作成し、その普及や展開を図るための取組を行いました。

令和4年度は、教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等を周知するとともに、全国の指導事例を取りまとめるなどの取組を進めました。さらに、生徒指導提要（令和4年12月改訂版）では、新たに、性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として「生命（いのち）の安全教育」の実施が位置付けられました。令和5年度においては、生命（いのち）の安全教育全国フォーラムを開催し、生命（いのち）の安全教育の全国展開の加速化を図ることとしています。

「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等や、モデル事業の取組は文部科学省ホームページから御確認いただけます。（文部科学省ウェブサイト：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html）

生命（いのち）の安全教育教材動画



教員向け研修動画

実践校における取組風景



いる生命の尊さや大切さを実感させる意義等を学ぶための保護者向けプログラムを含め、家庭教育に関する情報を、文部科学省ウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」(<https://katei.mext.go.jp/index.html>)を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」2次元コード



提供：文部科学省

(7) 犯罪被害者等による講演会の実施

【施策番号 256】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めており、令和4年度は全国で計941回開催した。

また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、平成23年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にす意識や規範意識の醸成に努めている（警察庁ウェブサイト「[大切な命を守る]全国中学・高校生作文コンクール」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/index.html>）(P116トピックス「犯罪被害者週間」参照)。

講演会「命の大切さを学ぶ教室」



さらに、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行ったりし、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

(8) 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号 257】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値（個人の尊重、自由、平等）を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下をはじめ様々な取組を行っている。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について、多角的な観点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開したり、教員向け法教育セミナーを企画・実施したりするなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等を説明する法教育の授業を実施している。

これらに加えて、令和4年度は、同年4月

の成年年齢や裁判員年齢の引下げを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布するとともに、小・中学校及び高等学校の授業に取り入れやすい模擬裁判用教材を作成した。

(9) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な 広報啓発活動の実施

【施策番号 258】

警察庁においては、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた広報啓発事業を実施している（P116トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

また、地方公共団体に対し、当該期間に合わせた広報啓発活動の実施を要請しており、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、街頭キャンペーン等の広報啓発活動が実施されている（地方公共団体実施の広報啓発活動は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/koukei/week.html#gyouji>）を参照）。

(10) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者 に対する積極的な広報啓発活動の実施

【施策番号 259】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどして、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

(11) 国民に対する効果的な広報啓発活動 の実施

【施策番号 260】

警察庁においては、犯罪被害者等支援につ

いて考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。令和4年度は、4,465件の応募の中から、埼玉県のさいたま市立大宮国際中等教育学校2年今井陽斗さんの作品「よりそう手 つないでできる 心の輪」を最優秀賞に選出した。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P116トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

(12) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等 に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号 261】

P101【施策番号 227】参照

(13) 犯罪被害者等支援のための情報提供

【施策番号 262】

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html）を通じて提供している。

また、若年層に対する性暴力については、被害事例、相談窓口等に関する情報を、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html）を通じて提供している。さらに、AV出演被害防止・救済法について、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html）に本法の解説、契約の解除や公表の差止請求等の通知の様式等を掲載するとともに、政府広報等も活用し、本法の趣旨及び出演契約等の特則等について周知を図っている。

(14) 若年層に対する広報啓発活動

【施策番号 263】

内閣府においては、若年層に対して効果的

トピックス 犯罪被害者週間

第4次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられ、「様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならない。」とされている。

このため、警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、これに合わせて、広報啓発活動を集中的に実施することとしている。

令和4年度は、犯罪被害者週間に合わせた広報啓発事業として、元競泳選手の萩野公介氏を起用したメッセージ動画をSNS等で配信するとともに、11月30日に中央イベント（東京都）を、11月29日に地方公共団体との共催による地方大会（川崎市）を、それぞれ開催した。各イベントはオンラインでライブ配信を行い、中央イベントについては、ダイジェスト版動画を作成し、YouTube 警察庁公式チャンネルにおいて期間限定で配信した。

【中央イベント】

中央イベントでは、「犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀賞受賞者及び「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」の優秀作品賞受賞者の表彰式、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

基調講演では、犯罪被害者遺族の栗原一二三氏、栗原穂瑞氏による「ある日突然、最愛の母を奪われて～残された兄妹の想い～」と題した講演が行われ、母親を亡くした際の心情、裁判に当事者として参加した経験、二次的被害、自助グループでの活動等について語られ、犯罪被害者等支援の気運が高まっていくことや、被害者も加害者も出さない世の中になることへの願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「潜在化しやすい犯罪被害への支援～こども達の心の声に耳を傾ける～」をテーマに、コーディネーターとして藤森和美氏（武蔵野大学人間科学部人間科学科教授）、パネリストとして栗原一二三氏、栗原穂瑞氏（基調講演者）、小木曾健氏（グリーン株式会社政策企画グループシニアマネージャ、国際大学 GLOCOM 客員研究員）及び安永智美氏（福岡県警察少年課課長補佐、警察庁指定広域技能指導官）を迎え、被害が潜在化して見えにくい犯罪被害者等への支援の中でも、特に、こどもの被害とその支援について事例を交えながら議論が行われた。

犯罪被害者週間ポスター



表彰式
(犯罪被害者等支援に関する標語)表彰式（「大切な命を守る」
全国中学・高校生作文コンクール）

パネルディスカッション



【川崎大会】

川崎大会は、川崎市との共催で開催し、基調講演及びパネルディスカッション等を行った。

基調講演では、犯罪被害者遺族の渡邊治重氏による「これからの被害者支援～私たちが望むこと～」と題した講演が行われ、大学生の長男を交通事故で亡くし、犯罪被害者遺族となった経験をもとに、犯罪被害者等の心情や求められる支援、自らが代表を務める被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」の活動等について語られた。

パネルディスカッションでは、「地域で被害者支援を行うために」をテーマに、コーディネーターとして服部知之氏（神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長）、パネリストとして渡邊治重氏（基調講演者）、永野弘幸氏（認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター所長）及び上野進氏（川崎市地域安全推進課長）を迎え、犯罪被害者等に寄り添うことの大切さや地域で犯罪被害者等支援への理解を深めるための方策等について議論が行われた。

基調講演



パネルディスカッション



【萩野公介氏のメッセージ動画】



犯罪は、ある日、突然、大切なものを一瞬にして奪い去ってしまいます。

被害にあうと、犯罪そのものにより被害を受けるだけではなく、その後も、長い間、様々なことで苦しめられます。

あなたの身近に、被害にあわれた方がいたら、優しい気持ちで手を差し伸べてください。

被害者の方々の思いに寄り添い、社会全体で支えていきましょう。

な予防啓発を行い、暴力の加害者及び被害者になることを防止するため、若年層に対して教育・啓発を行う教職員、予防啓発事業を担当する地方公共団体の職員、予防啓発事業を実施する民間団体の職員等を対象として、若年層の性被害の実態や、若年層への効果的な広報啓発の在り方に関する研修を実施している。令和4年度は、オンライン研修教材を作成し、地方公共団体の職員等に提供した。

(15) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号 264】

P90【施策番号 194】参照

(16) 犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施

【施策番号 265】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体と連携・協力し、女性に対する暴力に関する意識啓発等の取組を一層強化している。令和4年度は、「性暴力を、なくそう」をテーマとし、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）によるメッセージ動画を公表し、国民各層に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの作成・配布、インターネットを活用したキャンペーン、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、シンボルマークであるパープルリボンの着用の推進等により、女性に対する暴力の根絶に向けた広報活動を実施した。

また、若年層に対する性暴力については、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」

と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施することとしている。令和4年度の月間においても、若年層の性暴力被害予防のため、誰もが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、啓発活動を展開した。

パープル・ライトアップ



提供：内閣府

若年層の性暴力被害予防月間のポスター



提供：内閣府

【施策番号 266】

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動（令和4年4月6日から同月15日まで）では「子供を始めとする歩行者の安全確保」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」等を、秋の全国交通安全運動（同年9月21日から同月30日まで）では「子供と高齢者を始めとする歩行者の

安全確保」、「夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶」等を、それぞれ運動重点として掲げ、交通事故被害者等の心情に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを国民に訴えた。

全国交通安全運動のポスター



提供：内閣府

【施策番号 267】

ウ 法務省の人権擁護機関においては、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、

人権週間のポスター



提供：法務省

人権週間（毎年12月4日から同月10日まで）等の様々な機会を通じ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

【施策番号 268】

エ 厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。同月間中は、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等と連携・協力し、集中的な広報啓発活動を実施している。令和4年度は、「[もしかして?」ためらわないで！189（いちはやく）」を同

児童虐待防止に関するポスター



提供：こども家庭庁

月間の標語として選出し、広報啓発用ポスター・リーフレット等に掲載したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることについて広報啓発活動を実施した。

(17) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号 269】

ア P106 【施策番号 246】 参照

【施策番号 270】

イ 警察庁においては、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、討論会、各種会合における講話等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等による犯罪被害者等支援について広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導している。

【施策番号 271】

ウ 警察庁においては、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成・配布、警察の犯罪被害者等施策の掲載 (<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>) 等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努めている。

パンフレット「警察による犯罪被害者支援」



【施策番号 272】

エ 警察庁においては、ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/) にこどもの性被害防止対策の内容を掲載するなどして、こどもの犯罪被害の防止等に向けた情報提供を行っている。

(18) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号 273】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施するとともに、公表が相当と認められる場合には、その結果を、犯罪被害者等が置かれている状況への国民の理解の増進を図るための広報啓発活動に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用に資するよう、調査研究の報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」 (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha.html>) に掲載している。

また、警察庁及び法務省においては、令和4年7月、諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度に関する調査を行い、同調査結果につき、上記警察庁ウェブサイトに掲載した。さらに、同年12月、警察庁において更なる調査を行うなど、引き続き、必要な調査・確認を行う。

(19) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号 274】

P43 【施策番号 89】 参照

(20) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号 275】

警察においては、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な

手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

これらの情報提供に当たっては、犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(21) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

【施策番号 276】

ア 警察においては、交通事故被害者等の実態や交通事故の悲惨さ等に関する国民の理解の増進を図るため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演を実施している。令和4年中は、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等を約152万部（前年：約123万部）配布するとともに、交通事故被害者等による講演会等を369回（前年：319回）開催した。

【施策番号 277】

イ 都道府県公安委員会においては、運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するとともに、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。令和4年中における各種講習の受講者数は合計1,815万6,219人（前年：1,815万5,596人）であった。

交通事故被害者等の手記



(22) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号 278】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての国民の理解の増進を図るため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.html>）等で公表し、その実態等を周知している。

(23) 交通事故統計データの充実

【施策番号 279】

警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況及び交通事故死者数の推移を掲載するなど、掲載内容の充実を図っている（P195 基礎資料12、13参照）。

トピックス

全国犯罪被害者支援フォーラム 2022

警察庁では、犯罪被害者等支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて犯罪被害者等支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に、毎年、全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会及び犯罪被害者支援基金と共同で全国犯罪被害者支援フォーラム（以下「全国フォーラム」という。）を開催しており、令和4年度で27回目を迎えた。

同年度の全国フォーラムは、10月、東京都千代田区「イイノホール」において秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席の下、「今、性犯罪被害者支援に求められるもの」をテーマに開催された。

犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰では、多年にわたり犯罪被害者等支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長による連名表彰等が行われた。

講演では、弁護士の上谷さくら氏から、「性犯罪被害者支援の課題～被害回復のために法や現場はどうあるべきか」をテーマに平成29年に改正された刑法の性犯罪に関する規定の主な概要、法制審議会における検討事項、被害者支援センターとの連携及び被害者支援の現場における課題等についての講演が、幼少期に性犯罪被害に遭った当事者の工藤千恵氏から、「過去とともに生きるということ～性暴力サバイバーの闘いと回復～」と題して、自身の被害体験や、その後の回復の道のり等について講演が行われた。

また、パネルディスカッションでは、コーディネーター兼パネリストとして櫻井鼓氏（追手門学院大学准教授）、パネリストとして林貴子氏（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員）及び遠藤智子氏（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長）を迎え、「誰もが支援につながるために必要なこと」をテーマに議論が行われた。



提供：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

トピックス

安全で安心な暮らしをするための広報啓発マンガ 「どうしよう?とおもったら 『いやだな』をかいつする本」について

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現を目標に活動しています。令和4年度（2022年度）は、中期計画で定めた目標の「被害にあった子どもやその兄弟姉妹、遺族となった子どもへの支援」のために、小学生を主な対象とした広報マンガ「どうしよう?とおもったら『いやだな』をかいつする本」を発行しました。



このマンガは、小学生に「自身の命と身体を大切にすること、そして同時に他者の命と身体を大切にすること」、「安全で安心な生活を送るために必要なこと」、「まわりに相談できるひとがいなかったとき、助けてくれる機関があること」を知ってもらうために作成しました。また、同時に、児童に対し犯罪行為について説明をするに当たり、教材が乏しい教育現場の職員の方に向けて解説書を作成しました。この解説書は、子どもにかかわる職業についている方が、犯罪に当たる行為について認識し、被害後に被害者に起こる心身の変化や、被害にあった児童に対しどのように接すればいいのか、また適切な時期に適切な支援を受けることの大切さを理解してもらう内容となっています。

是非、多くの皆様に活用いただき、事件や事故の被害に遭われた被害者の方等への心ある理解と、犯罪被害者支援活動の認知促進が図られることを期待しております。

◎マンガは電子ブックとPDFで提供しています。全国被害者支援ネットワークのウェブサイトからご覧いただけます。



広報マンガ解説はこちら - 全国被害者支援ネットワーク
 (https://www.nnvs.org/mangaguidance/)

こんなとき どうする?
SNSで友だちになって 写真を送った

「会おうよ」とか「きみのことが好き」とか、送ってくる人いるよね。
 「自分は大いじょうぶ」「自分にはげられる」って、思うかもしれないけど、子どもをだましてわるいことをするチャンスを持っている大人がいるんだよ。
 きみたちは、だまされないように気をつけなさい。相手は子どものふりをした大人かもしれない。ずっとずっと、知らない人がきみの写真をもっているかもしれない。
 知らない人は会わない。自分のことをSNSにアップしない。自分のまわりの人の写真をかってにとったりしない。とった写真をSNSにアップしない。
 「言うことをきかないと写真をばらまくぞ」と言われたら、それは犯罪だ。「どうしよう」ってまわりの人にはなしてみようよ。

きみなら どうする?

1 : だれにも 言わない
 2 : こまっと だれかにはなす

毎日会う学校だって、全員友だちじゃないでしょ?だから「SNSだけで友だちになるのは、むり!」なんだ。
 SNSの中では、かんたんに「よい人」になれる。男の人が女の人のふりをするのも、大人が子どものふりをするのもかんたんだ。
 ふつうの人は、子どもに「会いたい」とか、「きみのこと、わかってる」とか「好きだからOOして」とか送らない。子どもにやさしいことを言って、だますのは、犯罪(法りつで、きんしされてること)になることもあるからだ。
 子どもでも、大人でもSNSはあぶないものなんだよ。

「いやだな」をかいげつ! 22ページ

「いやだな」をかいげつ!
SNSで友だちになって 写真を送った

「会おうよ」とか「きみのことが好き」とか、送ってくる人いるよね。
 「自分は大いじょうぶ」「自分にはげられる」って、思うかもしれないけど、子どもをだましてわるいことをするチャンスを持っている大人がいるんだよ。
 きみたちは、だまされないように気をつけなさい。相手は子どものふりをした大人かもしれない。ずっとずっと、知らない人がきみの写真をもっているかもしれない。
 知らない人は会わない。自分のことをSNSにアップしない。自分のまわりの人の写真をかってにとったりしない。とった写真をSNSにアップしない。
 「言うことをきかないと写真をばらまくぞ」と言われたら、それは犯罪だ。「どうしよう」ってまわりの人にはなしてみようよ。

まわりにはなすひとがいなかったら、てんあてではなしてみよう?

24時間子供SOSダイヤル **文部科学省**
0120-0-78310 お電話はかかります。24時間いつでも発信できますよ。
 どんなんところ?
 いじめでこまったり、きんたりのことあるんやなやあかあかおこりたらむらむらでなやますいっつもすぐ電話で相談してください。

子どもの人権110番 **法務省**
0120-007-110 お電話はかかります。
 げつようばかからせようばの、お電話は30分から30分以内、1日1回まで発信できますよ。メールでも相談できますよ! 子どもの人権SOSチャット(法務省) どんなんところ?
 親や先生にはなすにいけないけど、このままではどうしていいかわからない、だれも聞いてくれない、まよやます感じしてください。「まわりでこんなことこまってる人いる」という相談でもいいです。

はなしてみるの大事なこと! たすけてもらうことははずがしくないよ

手記

事件から 20 年

公益社団法人被害者支援センターとちぎ 自助グループ 証
小佐々 冽子

夫が殺害されてから令和3年10月31日で20年が過ぎたところです。市役所の職場から退庁したのは職場の人たちもきちんと見ていたのですが、その日、帰宅しませんでした。帰って来ない夫の携帯に電話をかけ続けたのですが、呼び出し音だけで夫が出ることは一度もありませんでした。翌朝、職場近くの田んぼの中にカバンや本、自転車が散乱していたのですが、夫の姿はどこにもありません。「一体何があったの？」想像もつきません。ただ、夫にとって、とんでもない事態が起きたのかもしれないとは理解できました。その後、私たち家族は夫を探し続け、情報提供を得ようと、市役所と一緒にチラシを作り配布もしましたが、有力な情報はほとんどありませんでした。それでも時々、見知らぬ方からの電話を受けると、夫の情報かも、と期待をします。しかし、その大部分は夫の居場所を教えるかわりに金銭を要求するものでした。丁寧にお断りすると「もう生きていないよ。」と言われてガチャリと電話を切られたこともあります。人の不幸に付け込んで……と、悔しい思いを何度もしたものです。

約1年3か月後に殺害されていると警察から告げられた時は辛くて、悲しくて、私は臥せってしまいました。変わり果てた姿でも、やっと、帰ってきてくれるとほっとしたのも事実です。それから20年、夫の遺体はまだ戻ってきません。正確な遺棄場所さえ分かりません。殺害を依頼した主犯は市内の廃棄物処理運搬業者で、悔しいことに逮捕される前に自ら命を絶ってしまいました。そして、殺害の実行犯3人は、元暴力団関係者で、夫の殺害の報酬として1500万円近くのお金を受け取っているそうです。この両者を仲介した者は主犯業者の下請をしていた人物です。主犯以外の4人のうち2人はすでに刑務所内で病気により死亡し、残りの2人はそれぞれ令和2年の12月に満期出所、令和3年の6月に満期1か月前の仮出所で、すでに、社会に戻っています。仮出所の加害者には1か月という短い期間でしたが、保護観察官を通して夫の遺棄場所を尋ねてもらいました。しかし、この人物は仲介しただけなので、遺棄場所は知らないという返事で、非常にがっかりしました。もう、私のなすすべはなく、夫を家に連れ帰る希望も絶たれてしまいました。加害者側は長い期間、束縛を強いられた生活ではあったかもしれませんが、今では自由の身になって自分たちの犯した罪など忘れて、生きていくことでしょう。法的には当たり前なことでも当然と分かっている、私の理性は受け入れることが出来ずに悔しい気持ちが増すばかりです。夫は永遠に我が家に戻れない確率が高くなってしまいました。

夫がいなくなってからの20年、家族には嫌なことばかりの連続です。二次被害に悩まされ、事実でない風評被害にも家族で涙を流し、息子と娘は仕事を失い、生活基盤を無くした不安におののき、深く心を閉ざしたままで、人間不信は今でも続いています。また、家族三人三様に色々な病気に悩まされ、「精神的なものが原因でしょう。」と、医師に言われてもどうすることも出来ず、ただただ、病気と上手につき合うしかありませんでした。犯罪被害者としての過酷な運命は想像を絶するものです。それでも生きていくことを諦めてしまったら、一番悲しむのはやはり夫でしょうから、何とか生きていくしかすべがありません。

夫を失ってから20年、すでにいないことにも十分慣れてきたつもりでも夫婦二人で、家にある『さつき』の盆栽を手入れしようと話をしていたので、花が咲くたびに、「約束違反でしょう。」とつい、

仏前で愚痴をこぼしてしまいます。手入れ不足で枯らした鉢も沢山ありますが、それでも6月になって色とりどりの花を見ると「今年も日光や晃山、暁天がきれいに咲いたわよ。」と、得意になって報告しています。ただ、私の年齢を考えると、あと何年伝えられるか、少し疑問ですが、夫の分も『さつき』に囲まれて過ごせたら、喜んでくれるだろうと勝手に思っています。私は夫が犯罪に巻き込まれるなんて、考えたこともありませんでしたが、当事者になって、初めて誰にでも起こりうることだと気づきました。だからこそ、どうしても皆さんにお願いしたいことがあります。私たち一人ひとりが犯罪の加害者にも被害者にもならないように心がけることです。簡単なようで難しいことだと思います。人に対する優しさ、思いやり、ご自分を含めて人の命を大切にすること。いろいろあるかもしれません。他人事と思わずもっともっと真剣に考えてみてください。

それでもなお、犯罪被害に遭ってしまったら……。ひとりで悩んだり、解決しようとしないうで下さい。被害者支援センターがあることを思い出してみてください。

私は平成18年からセンターと関わらせていただき、電話相談や広報活動をこの3月まで続けてきました。被害者は悲しいこと、辛いこと、嫌なことなど、沢山の問題を抱え込んでいます。その一部分でも吐き出すことができれば、心が少し軽くなり、ほんのわずかでも前を向けると思います。

支援センターは被害者の皆さんと一緒に歩んでくださるところです。

私はセンターの活動を続けたからこそ、少しずつ被害回復に繋がったと思っています。

夫はこれからも冷たい雪の下で眠ることになることでしょう。私は命の続く限り、帰りを待ち続けます。